

門真市職員労働組合

執行委員長 西本 孝雄 様



門真市長 園部 一成

夏期一時金等について（回答）

1 夏期一時金について（人事院勧告に準じ、支給の一部を凍結する。）

再任用以外の職員及び60歳未満の嘱託職員については、期末手当1.25ヵ月分、勤勉手当0.70ヵ月分、合計1.95ヵ月分を6月30日に支給する。

再任用職員及び60歳以上の嘱託職員については、期末手当0.70ヵ月分、勤勉手当0.30ヵ月分、合計1.00ヵ月分を6月30日に支給する。

アルバイト職員については、保育園勤務アルバイトは12日分、保育園勤務以外のアルバイトは9日分、パート保育業務従事者は40時間分、週15時間以上勤務しているその他の者は一律8,500円とする。

2. 役職段階別加算制度について

現時点で見直しを行う考えはない。

また、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。

3. 査定昇給について

人材育成としての人事評価を課長及び次長を対象に実施しているところであるが、現時点で一方的に査定昇給を導入する考えはない。

4. 民間調査比較対象事業者規模について

大阪府市長会などを通じ、機会があれば働きかけていきたい。

5. 臨時職員や嘱託職員などの非正規職員の賃金・労働条件について

臨時職員や嘱託職員の処遇については、地方自治法、地方公務員法及びパート労働法などの趣旨などを踏まえ、見直しを行う考えであり、今後交渉協議をお願いしたい。

6. 職員採用について

職員採用については、退職に伴う欠員補充、事務継承などを視野に引き続き、行っていく考えであるが、現時点で具体の職種、採用人数は決定していない。

7. 夏期休暇について

夏期休暇は、昨年どおり8日間とする。再任用職員（週4日勤務）は5日間、再任用職員（週3日勤務）は3日間とする。

取得期間については、7、8、9月の3ヵ月とする。

8. 地方自治を擁護することについて

地方自治を擁護する立場に変わりはない。

II 「生活改善策などについて」

1 地域手当について、

地域手当の引き上げについて、今年度内に条例改正を行いたい。

今後実施に向け、協議をお願いしたい。

2 厚生会による緊急貸付について

緊急貸付を、厚生会事業として実施する方向で、厚生会と調整したい。

3 健康診断の拡充について

職員の健康増進の観点から、週3日勤務の再任用職員の受診を実施することとする。